

はじめに

【1】社会保険適用表（任用形態別）

任用形態		健康保険	年金保険	雇用保険	
再任用職員	フルタイム	共済組合に加入	共済組合に加入	加入	
	短時間勤務	週 20 時間以上	共済組合に加入	一般厚生年金に加入	加入
		週 20 時間未満	社会保険は非適用のため、①～③のいずれかに加入 ①国民健康保険 ②任意継続組合員 ③家族が加入する健康保険の被扶養者	非加入	非加入
任期付職員		共済組合に加入 (※1)	共済組合に加入 (※1)	※2	
臨時的任用職員		共済組合に加入 (※1)	一般厚生年金に加入 (※1)	※2	
非常勤職員	週 20 時間以上	共済組合に加入 (※1)	一般厚生年金に加入 (※1)	※2	
	週 20 時間未満	社会保険は非適用のため、①～③のいずれかに加入 ①国民健康保険 ②任意継続組合員 ③家族が加入する健康保険の被扶養者	非加入	非加入	

※1 2ヶ月を超えて使用されることが見込まれる場合となります。

(雇い主が実態として2か月を超えると見込まれると取り扱う場合も加入します。)

※2 任用期間が31日以上6か月未満の者のうち、退職手当の支給を受けることが期待できない者について加入します。

【2】 「一般組合員」と「短期組合員」

公立学校共済組合の組合員は、下表のとおり任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。

組合員種別	社会保険制度		主な任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	共済組合	共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 フルタイム非常勤職員（12月超）※2
短期組合員	共済組合	一般厚生年金	再任用短時間職員（週20H以上） 臨時的任用職員 パートタイム非常勤職員 ※1 フルタイム非常勤職員（12月以下）※2

※1 非常勤職員の社会保険制度の適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円、雇用期間2ヶ月と1日以上の要件があります。

※2 フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き12月を超えた場合は、13月目の初日から公立学校共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。

●一般組合員と短期組合員の違いは年金制度

60歳以降も一般組合員になる場合は、引き続き共済組合の年金として公務員厚生年金と年金払い退職給付（退職等年金給付）が適用されます。一方、短期組合員になる場合は、共済組合の年金は適用されず、日本年金機構の一般厚生年金に加入することになります。

どちらの厚生年金も、実施機関が異なるだけで制度的な違いはありません。

一般組合員の期間

厚生年金

公務員厚生年金に加入し、共済組合へ厚生年金保険料を納め、共済組合から年金が支給されます。

年金払い退職給付

共済組合へ掛金を納めて、共済組合から年金が支給されます。

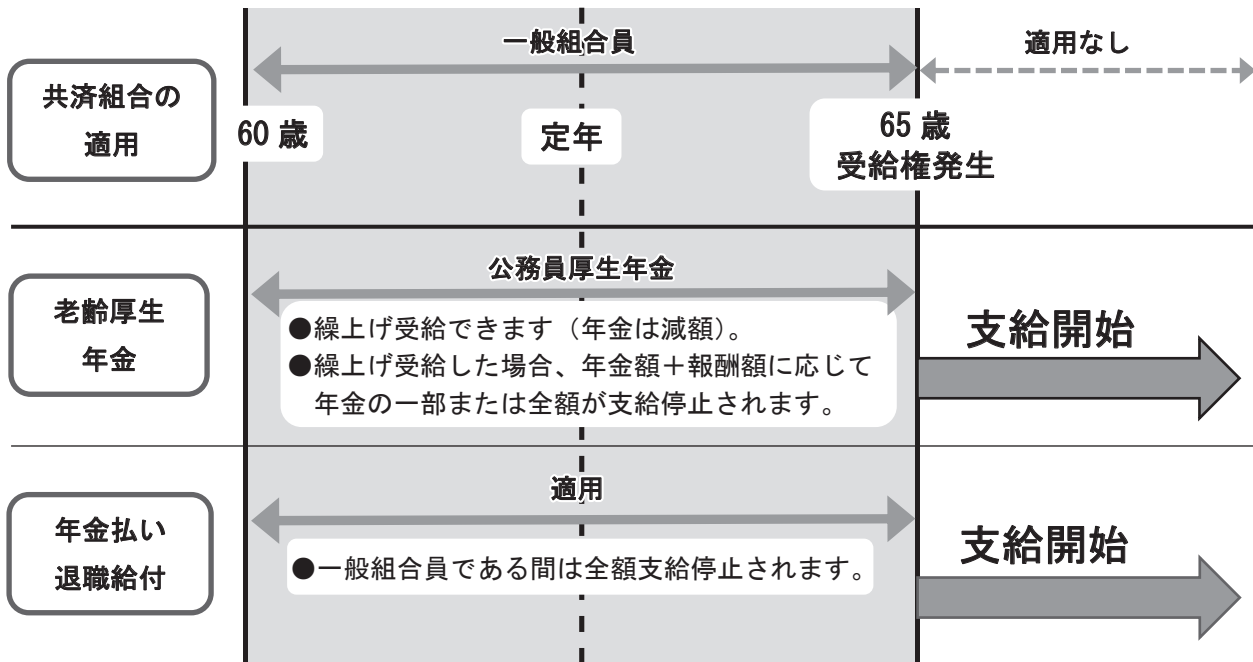
短期組合員の期間

一般厚生年金に加入し、日本年金機構へ厚生年金保険料を納め、日本年金機構から年金が支給されます。

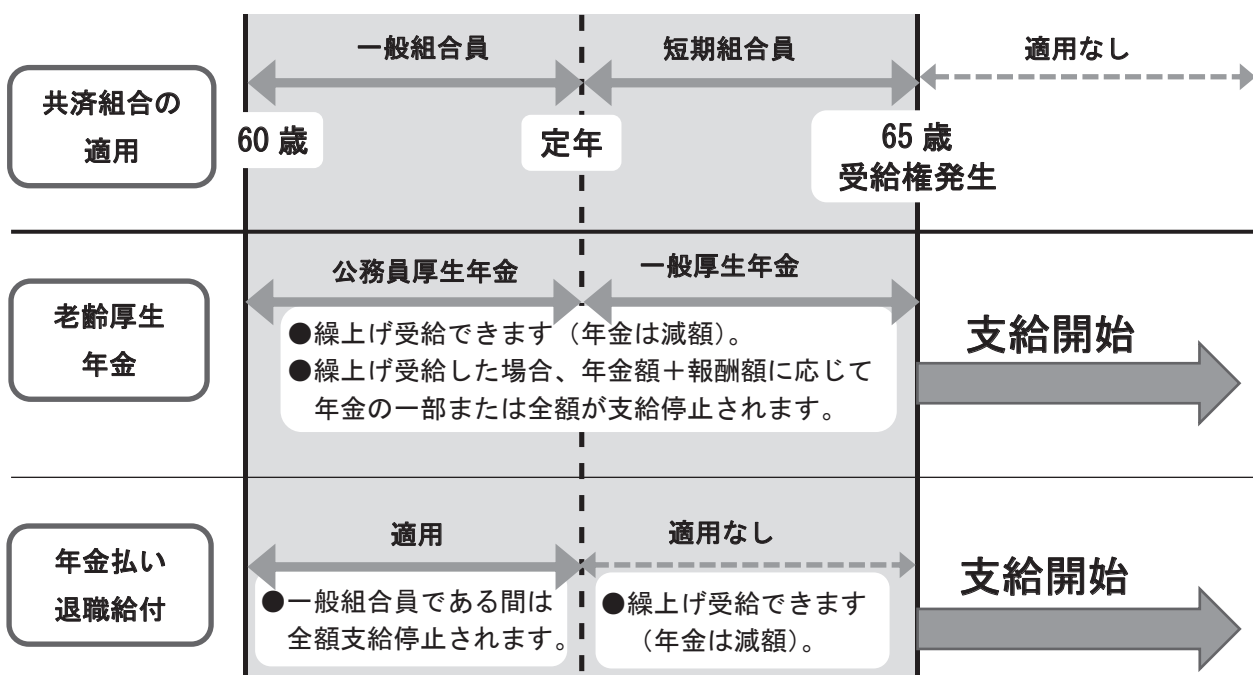
年金払い退職給付は適用されず、掛金負担はありません。

【3】 60歳以降の働き方によって、 共済組合の適用や年金が変わります

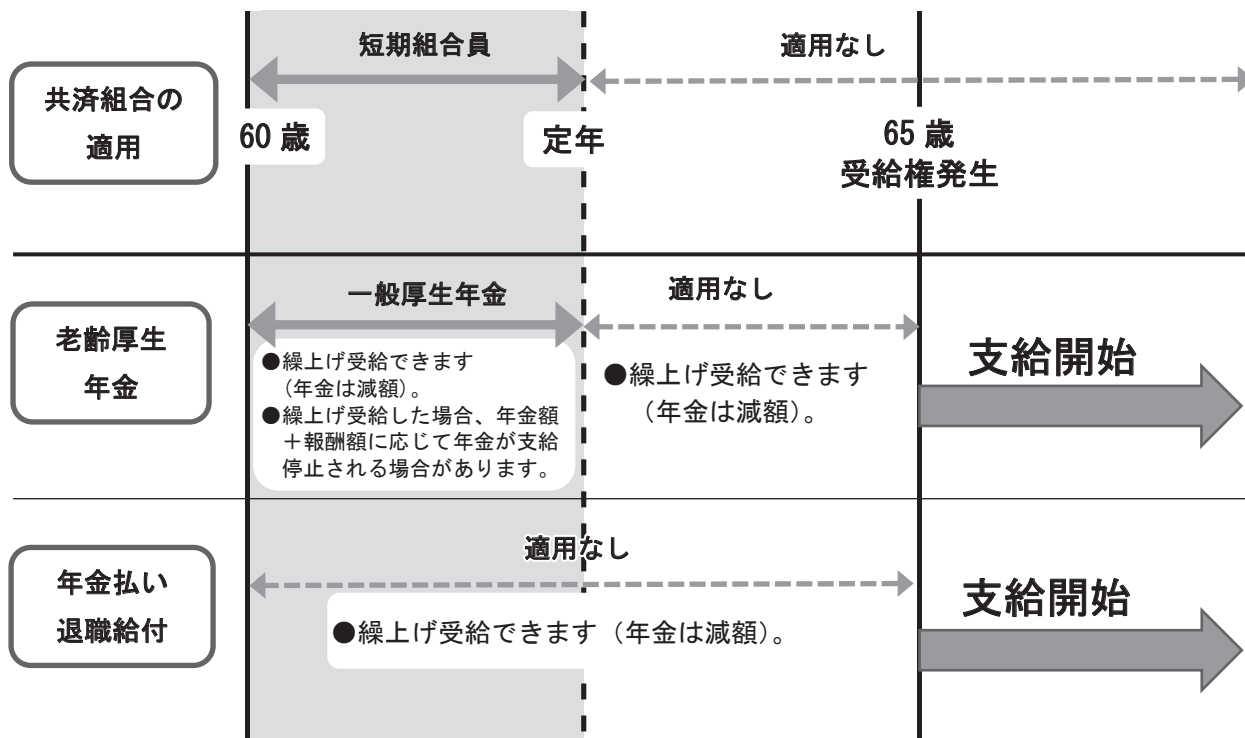
●定年退職後も引き続き、フルタイム再任用で65歳まで働く場合



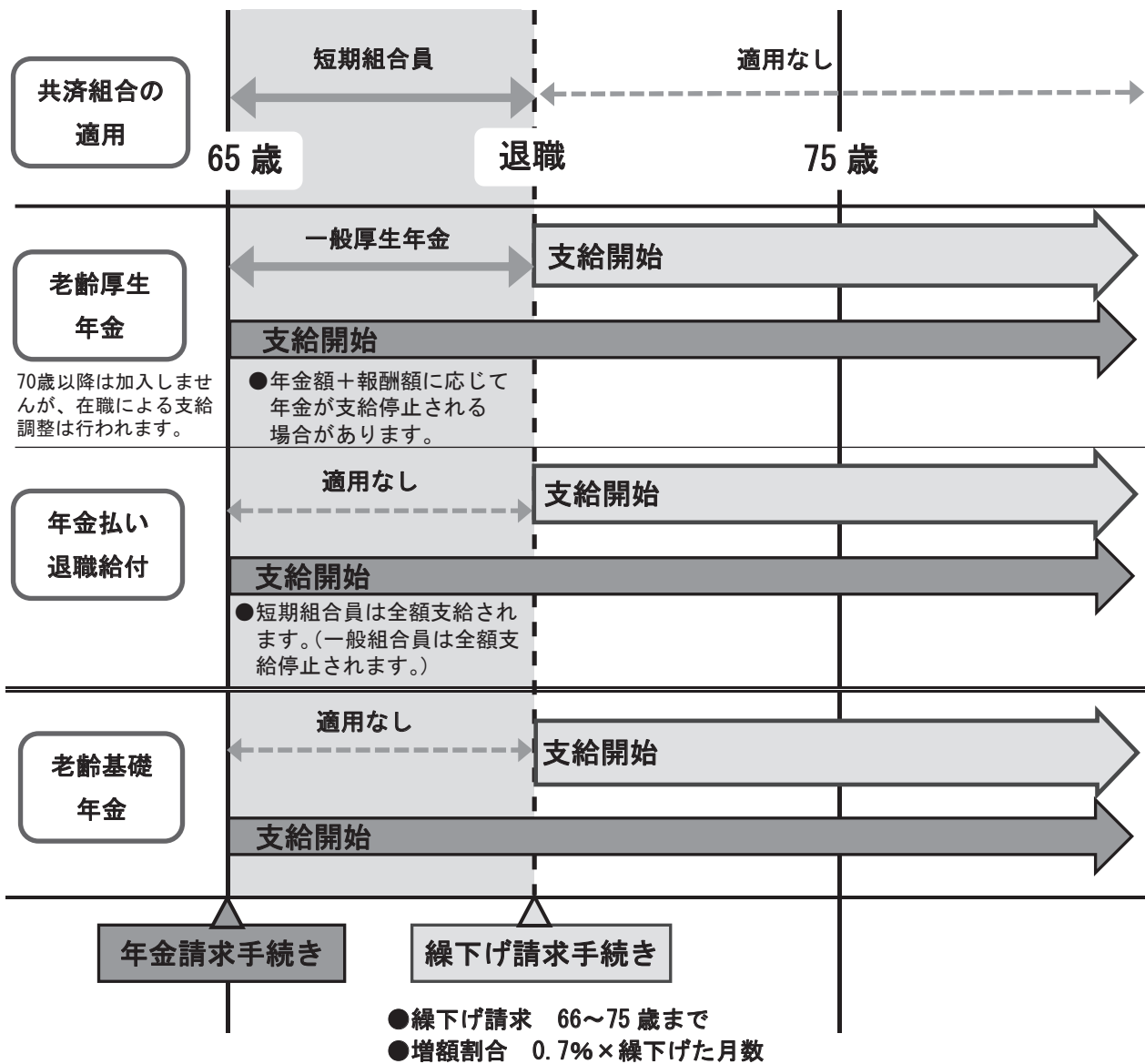
●定年退職後は、パートタイム再任用(週20時間以上)で65歳まで働く場合



●定年前再任用短時間勤務制(週20時間以上)で、定年年齢まで働く場合



●65歳以降も引き続き働く場合（例：臨時的任用職員）



65歳で年金請求した場合

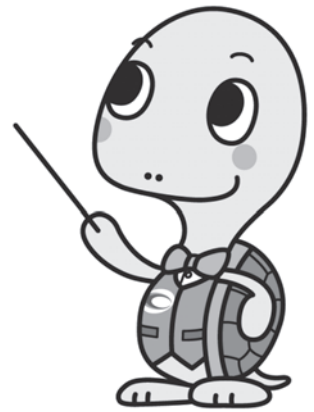
- ・老齢厚生年金は、厚生年金加入中は、年金額+報酬額に応じて年金の一部または全額が支給停止される場合があります。（老齢基礎年金は、支給停止されません。）
- ・年金払い退職給付及び経過的職域加算額（いわゆる新旧3階部分）は、公務員厚生年金加入中（一般組合員の期間中）は、全額支給停止されます。

繰下げ請求した場合

- ・年金の在職停止部分及び加給年金額は、増額の対象外です。賃金が高い場合、年金額がほとんど増加しない場合があります。（老齢基礎年金には増額対象外となる部分はありません。）
- ・繰下げ期間中に支給停止となる加給年金は追給されません。
- ・年金払い退職給付は、利子分だけ増加します。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dashed lines.



かめるん